

令和7年度 茨城県県北起業家育成業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 茨城県県北起業家育成業務委託

2 業務の目的

茨城県県北地域(※)において持続可能なビジネスの実現に向けて取り組む茨城県北地域おこし協力隊員【起業・複業型】(以下「隊員」という。)を対象としてビジネスプランの実現に向けた指導助言を実施するとともに、隊員をはじめとした起業家等によるオンラインコミュニティの活用などを通じたネットワークの拡大支援により起業家の育成を図り、雇用の確保及び移住の促進につなげていくことを目的とする。

3 業務の内容

(1) 隊員を対象としたビジネスプランの実現に向けた指導助言の実施

県が別に定める「茨城県北地域おこし協力隊【起業・複業型】(KENPOKU PROJECT E)の活動・育成等に関する指針」を踏まえ、以下の取組を実施すること。

① 隊員のビジネスプラン等の把握及びコーディネーターの配置

- ・ 隊員(最大30名)のそれぞれのビジネスプラン等を把握した上で、隊員の強みを伸ばすコーチングやビジネス活動に求められる知識及びスキルの習得に必要な指導助言を行うことができる者を選定し、委託者と協議の上、担当コーディネーターとして配置すること。
- ・ なお、担当コーディネーターを総括する者を総括コーディネーターとして1名配置すること(担当コーディネーターと兼務可)。

② 隊員のビジネスの進捗状況の把握及び指導助言の実施

- ・ 担当コーディネーターによる各隊員に対する個別面談を月1回実施し、ビジネスプランの実現に向けた進捗状況を把握するとともに、必要な指導助言を行うこと。ただし、やむを得ない事情により個別面談の実施が困難な場合には、委託者と協議のうえ、個別面談の回数を変更することができる。
- ・ 個別面談の実施に際しては面談の内容を詳細に記録した議事録を作成し、1週間以内に委託者へ提出すること。
- ・ 個別面談のほか、オンラインコミュニケーションツール等(Webex、Slack等)により適宜必要な指導助言を実施するよう努めること。

③ 隊員のビジネスの進捗状況の共有及び報告

- ・ 隊員のビジネスプランの実現に向けた進捗状況を共有するため個別面談の結果やその時点で把握している各隊員のビジネス活動の状況等を取りまとめの上、月1回委託者へ報告すること。
- ・ また、隊員のビジネス活動の円滑な実施にあたり重大な懸案等を把握した場合は、上記によらず速やかに委託者に報告すること。

④ 中間報告会及び延長に係る審査会への対応

- ・委託者が別に定める「茨城県北地域おこし協力隊【起業・複業型】（KENPOKU PROJECT E）の延長に係る審査会運営要項」に基づき実施する中間報告会（令和7年9月までに開催予定）及び次年度の委嘱期間延長のための審査会（令和7年度末まで開催予定）における参考とするため、担当コーディネーターは各隊員のビジネスプランの実現に向けた進捗状況や課題等を評価した意見書を作成のうえ、委託者が指定する各会の開催予定日1週間前までに委託者へ提出すること。

⑤ その他

- ・隊員と受託者間において緊密な連携が取れる体制を構築すること。
- ・隊員との面談や報告、情報共有等に際しては、オンラインやSNS等も活用し、過度な負担や義務を課すことが無いよう配慮すること。

(2) ネットワーク拡大支援等

① ネットワークの構築等

- ・ネットワークづくりや相互研鑽等を図るため、委託者と協議の上、隊員、隊員経験者、地域の起業家等が広く参加し、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換を行い、ネットワークを構築する場を年2回程度設けること。
- ・また、隊員がビジネスを展開する上で必要な行政機関や地域のキーパーソン、顧客、起業家、投資家、経営者、隊員経験者など、ビジネスに必要なネットワークづくりのサポートに努めること。

② 茨城県が構築するオンラインコミュニティへの参画支援

- ・起業家等によるネットワークの拡大と地域内外への積極的な話題提供を図るため、隊員等に対して茨城県が構築するオンラインコミュニティへの積極的な参画を支援すること。

4 県の関連事業等との連携

業務の実施に当たっては、県がこれまで実施してきた隊員へのサポート等に係る事業や取組の成果等を活かすほか、起業やビジネス活動の支援に係る産業振興等の事業と効果的に連携すること。

5 著作権の取扱い

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

6 成果品等

受託者は業務完了後、委託業務完了報告書（委託契約書様式第2号）とともに、以下のものを、委託者へ提出すること。

(1) 提出物

- ・実績報告書 正本1部（紙媒体）
- ・収支計算書 正本1部（紙媒体）
- ・写真、動画や業務に関連して作成した資料等の電子媒体 1式

(2) 提出期限

令和8年3月31日

(3) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部県北振興局

7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗について、随時委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、業務の取組や活動について委託者の指定するSNSで情報発信をすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項または業務に疑義が生じた場合については、委託者と協議して定めるものとする。